

# 馬主登録申請ガイドブック



地方競馬全国協会

(令和8年4月改訂版)

### 〔地方競馬の馬主について〕

地方競馬は、競馬法に基づき都道府県又は指定市町村（これらの地方公共団体により構成される一部事務組合を含む）が主催しています。

さて、自分が所有する馬を地方競馬に出走させようとするときには、地方競馬全国協会の馬主登録を受けなければなりません。このことは競馬法に、「地方競馬全国協会の登録を受けた者でなければ地方競馬の競走に馬を出走させることができない」と定められています。つまり、馬主として地方競馬に参加するためには、地方競馬全国協会の馬主登録を受け、次に所有した競走馬を登録（馬登録という）することにより、初めて参加する準備が整うことになります。

馬主の種類には、個人で馬主活動を行う**個人馬主**、会社の事業として馬主活動を行う**法人馬主**、個人同士が組合を結成して馬主活動を行う**組合馬主**の3つの形態があり、いずれも、調教師に継続して競走馬を預けることができる安定した経済力が求められます。

また、馬券（勝馬投票券）の発売を伴う競馬は「紳士のスポーツ」とであると言われる反面、日本国内では刑法で禁止されている富くじの発売にあたります。しかし、馬の改良増殖、その他畜産の振興、国・地方自治体の財政への寄与、健全な娯楽の提供といった意義を有するため、競馬法により特別にその実施が認められています。そのため、**競馬は公正確保に最大限の注意を払って運営されなければならない**ことは言うまでもありません。そして、馬主は競馬の施行にとって不可欠で重要な地位を占めており、厩舎関係者等への影響力も大きいことから、馬主登録にあたっては、経済力のほかに人物面の審査も必要となるのです。

以上の点について十分ご理解いただき、馬主になるための要件、登録のために必要な手続きの方法、そして、手続きの具体的な流れなどについて、このガイドブックを参考にしながら、馬主登録申請を行ってください。

馬主登録までの流れですが、申請書類を提出して、書類がすべて揃ってから審査が開始され、審査が終了したものについて、諮問機関である馬主登録審査委員会に適否についての意見を聞き、最終的に当協会が登録を行います。この審査委員会は年間5回開催され（開催予定月は3月、5月、7月、10月、12月）、**登録までの標準処理期間は書類がすべて揃ってから概ね5か月間**となっています。

なお、**提出書類が不十分である場合、審査に時間が掛かり、処理期間が長くなってしまいます**ので、こちらのガイドブックを参考に申請書類を揃えてください。また、申請をされてもご希望に添えない場合がありますので、ご承知おきください。

## 目 次

地方競馬の馬主について	1
1. 馬主になるための要件	3
2. 馬主登録の欠格事由	4
3. 馬主登録までの流れ	5
4. 馬主登録申請の方法	5
<b>【必要書類一覧と申請書類等の記入例】</b>	
馬主登録申請に必要な書類一覧表（個人・法人）	8
馬主登録申請書等の記入例（必要書類解説）	10
<b>【馬主登録 Q&amp;A】</b>	
Q 1 馬主にはどのような種類がありますか？	20
Q 2 馬主登録に際してどの程度の費用がかかりますか？	20
Q 3 中央競馬の馬主ですが、地方競馬に馬を出走させられますか？	20
Q 4 預託予定の競馬場や調教師が決まっていない場合はどうすればよいですか？	21
Q 5 競走馬の購入方法や、馬主活動の費用について教えてください。	21
Q 6 馬主としての収入について教えてください。	22
Q 7 友人と競走馬を共同所有したいのですが。	22
Q 8 登録後、馬を持たないとどうなりますか？	22
Q 9 法人馬主の登録申請で気をつける点を教えてください。	23
Q 1 0 定款について、原本と相違ない旨はどのように証明すればよいですか？	24
Q 1 1 組合・組合馬主について教えてください。	25
Q 1 2 組合馬主の登録申請の流れについて教えてください。	25
Q 1 3 組合の名称の制限はありますか？	26
Q 1 4 組合員の変更は可能ですか？	26
Q 1 5 組合馬主が他の馬主と競走馬を共有することは可能ですか？	26
Q 1 6 組合員はすべての馬に出資が必要ですか？	27
Q 1 7 申請中に転居等した場合はどうすればよいですか？	27
Q 1 8 海外に住んでいますが、地方競馬の馬主になれますか？	27
関係団体等の連絡先一覧（馬主会、調教師会、地方競馬全国協会駐在員）	30
馬主登録申請に係る注意事項	31
個人情報の保護について	31

## 1. 馬主になるための要件

以下の要件を満たしたうえで、競走馬を所有し継続的に預託することが可能であると総合的に認められるかどうか審査のポイントとなりますので、必ずご確認ください。

### (1) 個人

- ① 2. 馬主登録の欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ② 今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではありません）が、直近年で500万円以上あること。
  - ※ 転職や退職など、直近年の所得について今後の継続性がないものは、算入できません。
  - ※ 一時的に得たものと認められる所得（不動産や株式の売却益、配当、競走馬ファンドの配当金や中央競馬の賞金、雑所得など）は算入できません。
  - ※ 自ら経営する会社（個人事業を含む）において、直近の決算が赤字または債務超過となっている場合は、その会社からの所得は算入できません。

### (2) 法人

- ① 法人の代表者および役員等全員について、2. 馬主登録の欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ② 法人の事業の目的に「競馬事業（競走馬の所有及び競走への出走等）」が明記されていること。
- ③ 払込済資本金又は履行済出資の総額が300万円以上であること。
- ④ 直近2か年の決算が連続して赤字となっていないこと。
- ⑤ 直近の決算において債務超過となっていないこと。
- ⑥ 法人の代表者の所得金額が、(1) 個人の要件を満たしていること。

### (3) 組合

- ① 組合員数が3名以上10名以下であること。
- ② 組合員全員について、2. 馬主登録の欠格事由のいずれにも該当しないこと。
- ③ 組合員全員について、今後も継続的に得られる見込みのある所得金額（収入金額ではありません）が、直近年で300万円以上あること。  
注：所得金額の算入要件は、(1) 個人の注釈と同様
- ④ 組合名義（代表者氏名を併記したもの）で300万円以上の定期預金があること。  
注：組合財産に対する各組合員の出資比率は、10%以上49%以下でなければなりません（1%刻みでコンマ以下は不可）
- ⑤ 組合契約（組合の意思決定・出資その他の経費負担・組合財産の管理・損益の分配等について定めたもの）が、地方競馬全国協会の基準に適合していること。

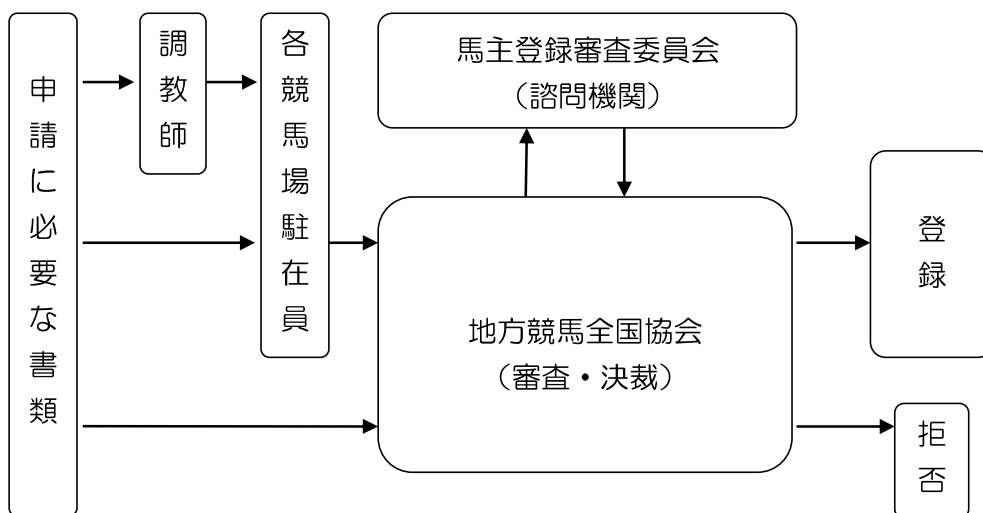
※組合の申請については、地方競馬情報サイト (<http://www.keiba.go.jp/>) を確認してください。

## 2. 馬主登録の欠格事由

競馬法施行規則及び当協会の規程により、馬主登録申請者が次のいずれかに該当するとき、または、登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、馬主登録を受けることができません。

- (1) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産者で復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑（懲役、禁錮を含む。）に処せられた者
- (3) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- (4) 競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (5) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 1 条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者
- (6) 協会の運営委員会の委員
- (7) 協会の役職員及び地方競馬に関係する地方公共団体の職員
- (8) 地方競馬に関係する調教師等の厩舎関係者
- (9) 「(2)又は(3)に該当したこと」、「不正の手段により馬主登録を受けたこと」、「馬主登録証等の偽造等を行ったこと」、「自己の所有しない馬につき自己の名義で馬の登録をし、又は出走させたこと」若しくは「自己の所有している馬につき他人の名義で馬の登録をし、又は出走させたこと」により馬主登録を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者
- (10) 調教師に競走馬を継続的に預託することが困難であると認められる者
- (11) 住民基本台帳に記載されていない者
- (12) 20歳未満の者
- (13) ブックメーカーやインターネット賭事業者など、国内で開催されている競馬を賭けの対象とする可能性のある事業を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
- (14) 限定した会員に有料で競馬予想情報を提供する事業(いわゆる「会員制競馬予想業」)を運営又は従事する者又はこうした業者と業務上の関連を有する者
- (15) (1)～(14)のほか、競馬の公正を害するおそれがあると認めに足りる相当な理由がある者  
(注 1) (2)～(5)、(8)に該当する者と同一戸籍にあるか生計を一にしており、当該事由該当者から競馬の公正確保上悪影響を受ける恐れがあると認められる者は、本号に該当する者として取り扱います。  
(注 2) 中央競馬に関係する調教師等の厩舎関係者及びこれらの者と同一戸籍又は生計を一にしている者も、本号に該当する者として取り扱います。
- (16) 法人で、その役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち、(1)～(9)、(11)、(13)～(15)のいずれかに該当する者のあるもの
- (17) 法人で、その法人の払込済資本金又は履行済出資の総額が300万円未満であるもの
- (18) その法人の事業目的として、競走馬を保有し、競走に出走させること(競馬事業)を定款に明示していないもの(軽種馬の生産又は育成を事業目的としている法人を除く)
- (19) 組合で組合契約(協会指定の内容を含む契約)を締結していないもの
- (20) 組合でその組合員のうちに法人又は(1)～(9)、(11)～(15)のいずれかに該当する者のあるもの

### 3. 馬主登録までの流れ



※馬主登録までの流れですが、申請書類が全て揃ってから審査が開始され、審査が終了したのについて、諮問機関である馬主登録審査委員会に適否についての意見を聞き、最終的に当協会が登録を行います。この審査委員会は年間5回開催され（開催予定月は3月、5月、7月、10月、12月）、登録までの標準処理期間は書類が全て揃ってから概ね5か月間となっています。

※馬主登録後に登録料として1万円が必要です。

### 4. 馬主登録申請の方法

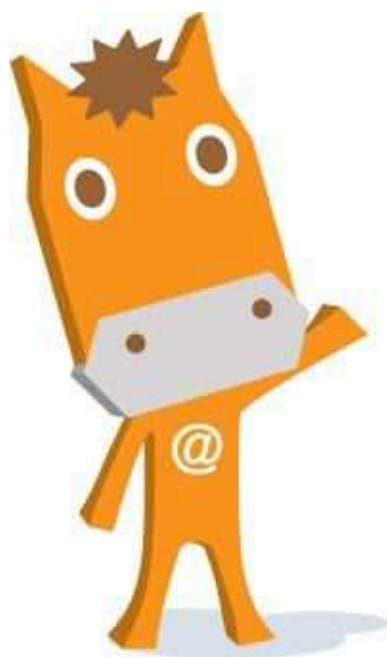
馬主登録申請に必要な書類をご用意のうえ、預託予定の調教師を通じて当協会の各競馬場駐在員あてに提出されるか、または、当協会登録課まで直接郵送してください。

#### 【申請書類提出先】

地方競馬全国協会 登録課  
〒106-8639 東京都港区六本木1-9-10  
TEL：03-6441-3370  
(平日 10:00~12:00 13:00~17:00)



# 必要書類一覧と 申請書類等の記入例



登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、  
若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、馬主登録を受けることができません。

### (1) 個人 馬主登録申請に必要な書類一覧表

書類	発行先 (交付先)	書類名	備考
-	当協会様式 (※1)	チェック表 兼 送付状	
1		馬主登録申請書	*写真2葉 (うち1葉は申請書に貼付)
2		申請者の経歴の概要を記載した書類 (経歴書/念書(乙))	*2枚1組です。
3		馬主登録申請の際の個人情報の取扱い について (同意書)	
4	各法務局、 地方法務局戸籍課	登記されていないことの証明書	*医療機関が発行する医師の診断書でも可能です。
5	本籍地の 市区町村役場	本籍地市区町村の発行した身分証明書	*運転免許証等ではなく、破産宣告を受けていないことの証明です。
6		戸籍謄本 (全部事項証明書)	
7	住民登録の 市区町村役場	住民票 (世帯全員用)	
8		市区町村が交付する所得証明書	*所轄税務署で交付される、「納税証明書 (その2 所得金額用)」でも可能です。
9	申請者	所得税確定申告書 *確定申告をしていない方は源泉徴収票	*「書類8 所得証明書」「書類9 確定申告書」は、証明する年次、所得金額が一致していることを必ず確認してください。
(10)		(申請者が経営する法人の直近年の決算報告書) *該当する場合	*「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費内訳書」「勘定科目内訳明細書」の4点が必要です。

※1 当協会様式は、地方競馬情報サイト (<http://www.keiba.go.jp/>) からダウンロード可能なほか、地方競馬全国協会登録課または各競馬場の駐在員事務所で入手できます。

※2 上記書類の他、当協会が必要であると認める書類の提出を求める場合があります。

※3 公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

※4 提出された書類は返却しません。

## (2) 法人 馬主登録申請に必要な書類一覧表

書類	発行先 (交付先)	書類名	備考
-	当協会様式 (※1)	チェック表 兼 送付状	
1		馬主登録申請書	*写真2葉 (うち1葉は申請書に貼付)
2		申請者の経歴の概要を記載した書類 (経歴書/念書(乙))	*2枚1組です。
3		馬主登録申請の際の個人情報の取扱い について (同意書)	
4	各法務局、 地方法務局戸籍課	登記されていないことの証明書	*医療機関が発行する医師の診断書でも可能です。
5	本籍地の 市区町村役場	本籍地市区町村の発行した身分証明書	*運転免許証等ではなく、破産宣告を受けていないことの証明です。
6		戸籍謄本 (全部事項証明書)	
7	住民登録の 市区町村役場	住民票 (世帯全員用)	
8		市区町村が交付する所得証明書	*所轄税務署で交付される、「納税証明書 (その2 所得金額用)」でも可能です。
9	申請者	所得税確定申告書 *確定申告をしていない方は源泉徴収票	*「書類8 所得証明書」「書類9 確定申告書」は、証明する年次、所得金額が一致していることを必ず確認してください。
(10)		(代表者が経営する申請法人以外の法人の直近年の決算報告書)*該当する場合	*「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費内訳書」「勘定科目内訳明細書」の4点が必要です。
書類2～10 【法人代表者】 が必要な書類			
書類2～7 【法人役員等全員】 が必要な書類 (注)			
(注) 役員には監査役、25%以上の出資者、法人の経営に対して役員と同等以上の職権または支配力を有する者も含まれます。			
11	当協会様式 (※1)	出資者名簿 (株主名簿)	
12		誓約書	
13		法人名・組合名の英文表記確認書	
(14)		(代表証明書) *該当する場合	*法人の代表権を有する者が2名以上いる場合のみ提出が必要です。
15	登記所	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	*目的に「競馬事業 (競走馬の所有及び競走への出走等)」が明記されていることが必要です。
16	申請者	定款	*公証人の認証または原本と相違ない旨を代表者が証明したものに限りです。
17		決算報告書 (直近2か年分)	*「貸借対照表」「損益計算書」「販売費及び一般管理費内訳書」「勘定科目内訳明細書」の4点が必要です。

※1 当協会様式は、地方競馬情報サイト (<http://www.keiba.go.jp/>) からダウンロード可能なほか、地方競馬全国協会登録課または各競馬場の駐在員事務所で入手できます。

※2 上記書類の他、当協会が必要であると認める書類の提出を求める場合があります。

※3 公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

※4 提出された書類は返却しません。

**申請書類提出 チェック表 兼 送付状****地方競馬馬主登録申請 チェック表 兼 送付状**

地方競馬全国協会

審査部登録課 行

送付日 **2028** 年 **4** 月 **1** 日氏 名 **地方 太郎**

地方競馬馬主登録申請に必要な書類について、以下のとおり確認のうえ提出いたします。

提出書類／確認事項	確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>
1 馬主登録申請書 *写真2葉(うち1葉は申請書に貼付)	<input checked="" type="checkbox"/>
2 申請者の経歴の概要を記載した書類(経歴書/念書(乙)) *2枚1組	<input checked="" type="checkbox"/>
3 馬主登録申請の際の個人情報の取扱いについて(同意書)	<input checked="" type="checkbox"/>
4 登記されていないことの証明書(または医師の診断書)	<input checked="" type="checkbox"/>
5 本籍地市区町村の発行した身分証明書	<input checked="" type="checkbox"/>
6 戸籍謄本(全部事項証明書)	<input checked="" type="checkbox"/>
7 住民票(世帯全員用)	<input checked="" type="checkbox"/>
8 直近年の市区町村が交付する所得証明書 (または所轄税務署で交付される納税証明書(その2 所得金額用))	<input checked="" type="checkbox"/>
9 直近年の所得税確定申告書(確定申告をしていない方は源泉徴収票) *書類8と証明する年次、所得金額が一致していることを確認しました。	<input checked="" type="checkbox"/>
(10) (申請者が経営する法人の直近年の決算報告書) *該当する場合	<input checked="" type="checkbox"/>
— 上記書類について、書類の不足や記入漏れ、虚偽の記載はありません。	<input checked="" type="checkbox"/>

不足書類や未記入、記載漏れがある場合は、申請を受け付けないことがあります。  
また、審査はすべての書類が揃ってから開始します。  
登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、  
若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、馬主登録を受けることができません。

書類1 馬主登録申請書 記入例

様式第5 (A4判)

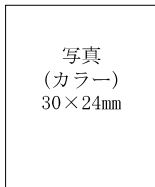
その1 (個人馬主及び法人馬主用)

登録年月日	登録番号	受付年月日	扱者	収入年月日	扱者
	当協会が記入します。				
旧登録番号		抹消年月日	理由		

馬主登録申請書

2000年 00月 00日

地方競馬全国協会理事長 殿



住所 〒106-0000

東京都港区六本木〇-〇-〇

(ふりがな) ちほう たろう

氏名又は法人の名称

地方 太郎

(自宅) 会社 Tel. 03-0000-△△△△ 1900年00月00日生

(携帯電話) Tel. △△△-0000-XXXX

(法人の場合には代表者の住所) 〒

日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。確認事項等がある場合に、当協会登録課(03-6441-3370)から連絡することがあります。

(ふりがな)

(法人の場合には代表者の氏名)

法人の場合には代表者の氏名、住所、日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。

(自宅) Tel. ) 年 月 日生

(携帯電話) Tel. )

預託予定調教師名 (就業している競馬場)
〇〇 〇〇 調教師 ( 〇〇 競馬場 )

貴協会業務方法書の規定により必要な書類を添え、上記のとおり馬主の登録を申請します。

預託予定調教師が決まっていない場合は、「未定」と記入してください。  
 なお、預託予定調教師が決まっていない場合は21頁(Q4)をご覧ください。

2021.04

**書類2 経歴の概要を記載した書類（経歴書） 1/2 記入例**

経歴書において、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、馬主登録を受けることができません。

経歴の概要を記載した書類（経歴書）

1/2

(ふりがな) 氏名	<b>ちほう たろう 地方 太郎</b>		自宅電話	<b>03-0000-△△△△</b>
			携帯	<b>△△△-0000-XXXX</b>
メールアドレス	<b>0000@xxx.jp</b>			
住所	<b>〒106-0000 東京都港区六本木0-0-0</b>			
(居住地)	<b>千葉県00市××町0-0-0</b>			※上記住所以外にお住まいの方
本籍地	<b>神奈川県00市××町0-0-0</b>			
最終学歴	中央競馬関係 <b>〇〇大学医学部卒</b> ( <b>1900</b> 年卒)			
	馬主登録の有無 ( <input checked="" type="radio"/> 有・無) ※ 有の場合は、馬主登録番号 <b>000000、1900</b> 年登録			
職歴		お持ちの方はメールアドレスも記入してください。不足書類や確認事項等がある場合に、必要に応じて電子メール(E-mail)でご案内することがあります。		
<b>1900</b> 年	<b>△△病院に勤務</b>			
<b>1900</b> 年	<b>上記を退職、〇〇医院を開業、現在に至る。</b>			
<b>1900</b> 年	<b>(有)△△不動産に入社</b>		最終学歴から現在まで、空白の期間がないように詳しく記入してください。 最終学歴から現在までにご自身と関わりのあった会社等(個人事業等を含む)についてすべて記入してください。	
<b>1900</b> 年	<b>(有)△△不動産を一身上の都合により退社</b>			
<b>2000</b> 年	<b>□□不動産(個人事業)を開業、現在に至る。</b>			
<b>2000</b> 年	<b>(株)〇〇不動産を設立、取締役就任。</b>			
<b>2000</b> 年	<b>(株)〇〇不動産の代表取締役就任、現在に至る。</b>			
現在の主な職業				
会社名・職務	<b>〇〇医院・院長(医師)</b>		<b>□□不動産・個人事業</b>	
会社の所在地	<b>埼玉県00市××町0-0-0</b>		<b>千葉県00市〇〇町0-0</b>	
勤務地	<b>同上</b>		<b>同上</b>	
業務内容	<b>内科・外科の診療</b>		<b>不動産賃貸</b>	
資本金	<b>なし</b>		<b>なし</b>	
従業員数・年商	<b>〇〇名、〇〇〇万円</b>		<b>〇〇名、〇〇〇万円</b>	
会社名・職務	<b>(株)〇〇不動産・代表取締役</b>		現在の主な職業欄が空欄の場合は、無職とみなされますので、必ず記入してください。 現在ご自身が関わられている会社等について、抜け漏れがないようにすべて記入してください。個人事業も含まれます。	
会社の所在地	<b>東京都〇〇区〇〇町0-0-0</b>			
勤務地	<b>神奈川県〇〇市〇〇町0-0</b>			
業務内容	<b>不動産の売買・仲介</b>			
資本金	<b>〇〇〇万円</b>			
従業員数・年商	<b>〇〇名、〇〇〇万円</b>			
申請者が会社を経営している場合は、経営するすべての法人の決算報告書(直近年分)を提出してください。				

※ 次のページも記入してください。

H-11

2025.06

書類2 経歴の概要を記載した書類（経歴書） 2/2 記入例

「住居」以下の項目、念書（乙）は必ず記入してください。

2/2

※ 該当がない場合は「なし」と記入してください。

住居	自分名義・家族名義・社宅・賃貸(家賃) (円) (土地 000.00 m <sup>2</sup> ・家 〃〃.〃〃 m <sup>2</sup> )	
主な資産	資産 預貯金 定期預金 〇,〇〇〇万 円 有価証券 〇〇株 〃株 他 △銘柄 合計価額 〇〇〇万円	負債 住宅ローン残高 〃,〃〃〃万 円 借入れ(住宅ローン除く) 〇 円
	その他	その他
知人馬主名とその関係	〇〇 〇〇 (ゴルフ仲間) 〃〃 〃〃 (兄)	
預託予定調教師との関係	知人馬主〇〇〇〇(ゴルフ仲間の紹介)	
馬主登録申請の動機	自分で競走馬を所有して走らせるのが夢であり、子供も成人して生活にゆとりができたため、妻と共に老後の楽しみにしたい。	

資産・負債は、該当がない場合は「〇円」と記入してください。

知人馬主名(フルネーム)とその関係(いない場合は「なし」と記入)、預託予定調教師との関係、馬主登録申請の動機は必ず記入してください。なお、預託予定調教師が決まっていない場合は21頁(Q4)をご覧ください。

馬生産者・農業者の方はご記入ください。

馬生産者	敷地	草地 (〇〇 畝)	放牧地 (△△ 畝)	その他 (〃〃 畝)	
	所有種雄馬名	個人所有の種馬はいません。			
	繁殖雌馬	サ・ア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (〃〃 頭)	
	育成馬	当歳	サ・ア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (〃〃 頭)
		1歳	サ・ア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (〃〃 頭)
	2歳	サ・ア (〇〇 頭)	ばんえい (△△ 頭)	内自己所有 (〃〃 頭)	
種雄馬シグネチャー	馬名 〇〇〇〇	株数 △株	馬名	株数	
農業者	種類(地目)	地積(畝)	主な作物の種類等		
	田・畑・山林	田 〇〇ha 畑 △△ha 山林 〃〃ha	水稲、麦、キャベツ、大豆 放牧地		
	家畜の種類(品種)頭数・飼養目的	肉用牛 〇〇頭、乳用牛 △△頭、豚 〃〃頭 茶種、育成、肥育、搾乳等			

念書（乙）

私は、次のいずれにも該当していません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処された者 ※懲役又は禁錮に処せられた者は、拘禁刑に処せられた者とみなす。
- (2) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処された者

念書（乙）は申請者本人が必ず記入してください。  
 (コピー、Word等不可)  
 直筆でない場合は、書類を返送して改めて記入していただくことになります。

氏名 地方太郎

※ 申請者本人が記入してください。



**書類6 戸籍謄本（全部事項証明書）**

**戸籍謄本**  
【本籍地の市区町村役場】

(2の1) **全部事項証明書**

本籍地 氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番 〇〇 〇〇
戸籍事項 戸籍次表	【次製日】平成20年10月12日 【改製事由】平成8年法務省令第51号別添第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】〇〇 【生年月日】昭和〇〇年〇月〇日 【配偶者区分】妻 【父】〇〇〇〇 【母】アアア〇 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生地】昭和〇〇年〇月〇日 【出生地】〇〇県〇〇市〇〇区 【出生日】昭和〇〇年〇月〇日 【前出入】ア 【交付を受けた日】昭和〇〇年〇月〇日 【婚姻日】平成〇〇年〇月〇日 【配偶者氏名】△△△△ 【生番】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
戸籍に記録されている者	【名】△△ 【生年月日】昭和〇〇年〇月〇日 【配偶者区分】妻 【父】△△△△ 【母】□□〇〇 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生地】昭和〇〇年〇月〇日 【出生地】〇〇県〇〇市〇〇区 【出生日】昭和〇〇年〇月〇日 【前出入】ア 【交付を受けた日】昭和〇〇年〇月〇日 【婚姻日】平成〇〇年〇月〇日 【配偶者氏名】〇〇〇〇 【生番】〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

発行番号 00000000-00000000-00000000-00000000-〇〇〇〇〇〇

**これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。**  
令和〇年〇月〇日  
〇〇県〇〇市長 〇〇〇〇 (公印)

「全部を証明した書面」と記載があるものが  
戸籍謄本（全部事項証明書）です。  
（※戸籍抄本（個人事項証明書）は不可）

**書類7 住民票（世帯全員用）**

**住民票**  
【住民登録の市区町村役場】

**住民票**

住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番			
世帯主	〇〇 〇〇			
1	氏名	〇〇 〇〇	個人番号	【省略】
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	性別	男
	世帯	【省略】	世帯主	【省略】
	転入前住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番	転入日	平成〇〇年〇月〇日
	転出前住所	*****	転出日	平成〇〇年〇月〇日
2	氏名	〇〇 〇〇	個人番号	【省略】
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	性別	女
	世帯	【省略】	世帯主	【省略】
	転入前住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番	転入日	平成〇〇年〇月〇日
	転出前住所	*****	転出日	平成〇〇年〇月〇日
3	氏名	〇〇 〇〇	個人番号	【省略】
	生年月日	平成〇〇年〇月〇日	性別	子
	世帯	【省略】	世帯主	【省略】
	転入前住所	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番	転入日	平成〇〇年〇月〇日
	転出前住所	*****	転出日	平成〇〇年〇月〇日
4	氏名	【以下空白】	個人番号	【省略】
	生年月日		性別	
	世帯		世帯主	【省略】
	転入前住所		転入日	
	転出前住所		転出日	

**この写しは、世帯全員用の住民票の原本と相違ないことを証明する。**  
令和〇年〇月〇日  
〇〇県〇〇市長 〇〇〇〇 (公印)

「世帯全員用の住民票」と記載があるものが  
住民票（世帯全員用）です。  
（※世帯の一部のみを記載したものは不可）

※公的書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

## 書類8 市区町村が交付する所得証明書

令和8年度（令和7年分）		市民税・県民税 課税（非課税）証明書	
住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇		
氏名	〇〇 〇〇		
所得の内訳	（給与収入）	8,000,000 円	所得控除の内訳
	給与所得	6,100,000 円	
	（公的年金収入）	*** 円	
	雑所得	*** 円	
	不動産所得	1,400,000 円	
	譲渡所得	*** 円	
	<b>合計所得金額</b>		
	医療費控除	*** 円	課税所得金額
	社会保険料		
	生命保険料		
	扶養控除		
	基礎控除		
	氏税	所得割	***円
	参考	扶養人数	〇人
		障害	〇人
		本人	

**「書類8 所得証明書」「書類9 確定申告書」は、証明する年次、所得金額が一致していることを必ず確認してください。**

※市区町村により、様式や記載内容、発行時期（発行は6月頃になると思われます）が異なりますので、各市区町村役場のホームページ等でご確認ください。

※証明する年次にご注意ください。（令和7年分の場合、タイトルは「令和8年度（令和7年分）」になると思われます）

## または 所轄税務署で交付される「納税証明書（その2 所得金額用）」

納税証明書 (その2 所得金額用)			
住所 (納税地)			
氏名			
〔税目：申告所得税〕			
年 分	所得金額		備 考
	申告額	更正・決定後の額	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
〔備考〕 ○ 証明書発行日現在の納付すべき税額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は雑所得若しくは譲渡所得（国民年金所得）の課税による変更等により異動が生じる場合があります。			
登（説明）第 号			
上記のとおり、相違ないことを証明します。			
平成 年 月 日			
税務署長 財務事務官			

※「納税証明書（その2 所得金額用）」を指定してください。

※確定申告をしている方のみ取得できます。

**書類9 直近年分の所得税確定申告書（※確定申告をしていない方は「源泉徴収票」）**

「書類8 所得証明書」「書類9 確定申告書」は、証明する年次、所得金額が一致していることを必ず確認してください。

※第一表、第二表、その他所得に係るもの（第二表内訳、第三表、第四表、第五表、収支内訳書・青色申告決算書など）は全て提出してください。

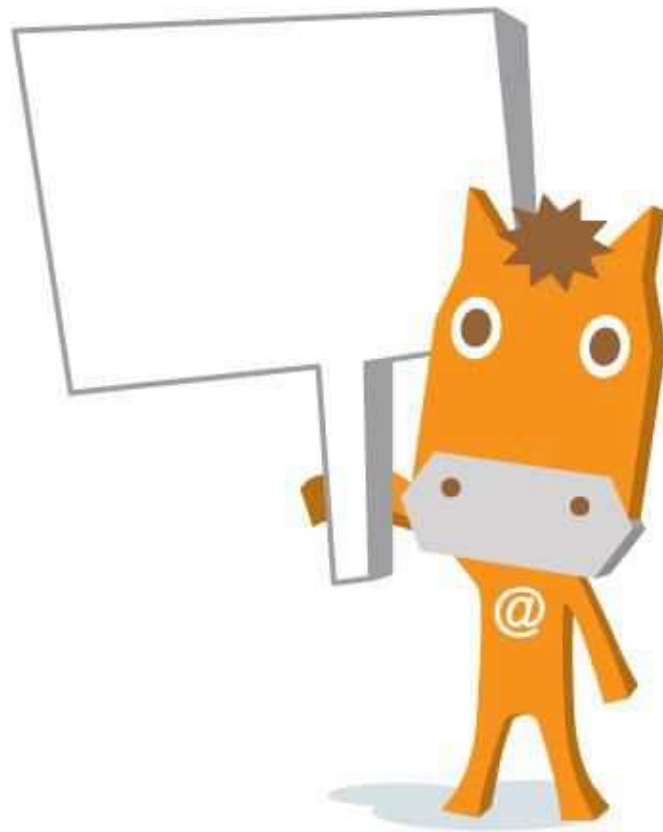
※医療費控除・寄付金控除など控除に係る書類は必要ありません。

※一時的に得たものと認められる所得（不動産や株式の売却益、配当、競走馬ファンドの配当金や中央競馬の賞金、雑所得など）は算入できません。【詳しくは3頁をご確認ください】

**源泉徴収票（※確定申告をしていない方）**



# 馬主登録Q & A



Q1 馬主にはどのような種類がありますか？

A1 馬主登録の形態には、個人、法人、組合の3種類があります。

(1) 個人

個人を馬主として登録するものであり、馬主全体の約9割を占める最も一般的な登録形態です。

(2) 法人

法人＝会社として馬主登録を受ける形態のことで、会社として競馬事業が目的として明記されていることが必要です（Q9参照）

(3) 組合

3名以上10名以下の組合員がそれぞれ出資して、共同で馬主活動を行うものです。個人馬主と比較して、登録審査の所得基準が低いなどのメリットがあります。

※注意！

「個人」馬主が、自ら経営（あるいは出資、親族が経営等も含む）している法人で所有する競走馬を個人の所有馬として登録し出走させた場合や、個人所有の競走馬の収支を法人で経理処理している場合、また、逆に「法人」馬主が、経営者個人や他の関連法人で所有している競走馬を「法人」馬主の所有馬として登録し出走させた場合は、競馬法で禁じられている「名義貸し」に該当します。競走馬を所有する形態については、事前によく検討したうえで申請してください。

Q2 馬主登録に際してどの程度の費用がかかりますか？

A2 以下のとおりです。

登録前には、申請に必要な書類として住民票、戸籍謄本等の公的書類を取るための手数料があります。また、馬主登録後、当協会へ登録料として1万円をお支払いいただきます。

そのほか、登録後、各競馬場の馬主会に入会するにあたって、それぞれ入会金や年会費が発生する場合があります。詳しくは各馬主会にお問い合わせください。

Q3 中央競馬の馬主ですが、地方競馬に馬を出走させられますか？

A3 以下のとおりです。

競馬法に基づく日本国内の競馬には、地方競馬のほかに日本中央競馬会が主催する中央競馬があります。しかしながら、これは地方競馬とは別個の競馬であり、中央競馬で馬主登録を受けている者であっても、地方競馬の競走に馬を出走させるためには、別途地方競馬全国協会の馬主登録を受ける必要があります。ただし、中央競

馬で競走馬登録を受けている馬を、地方競馬で行われる指定交流競走（ダートグレード競走等）に出走させる場合は、通常の馬主登録申請とは別種の手続きとなります。

Q4 預託予定の競馬場や調教師が決まっていない場合はどうすればよいですか？

A4 以下のとおりです。

登録後の馬主活動を円滑に行っていただく観点から、申請にあたっては預託予定調教師をお決めいただいております。登録申請時は未定でも構いませんが、その場合は審査が終了し馬主登録審査委員会に上程されるまでにお決めいただき、預託予定調教師とお話して馬主活動や預託料等について説明を受けていただくことをお願いしています。

ただし、これは登録後に必ずその調教師に預託しなければならないわけではありません。

なお、各競馬場の調教師会で調教師を紹介している場合もありますので、30頁の連絡先一覧を参考にしてください。各競馬場のホームページにも、所属調教師の紹介があります。中には、調教師個人がホームページを開設し、馬主活動について解説している場合もあります。

Q5 競走馬の購入方法や、馬主活動の費用について教えてください。

A5 以下のとおりです。

馬主活動の費用については、まず競走馬の購入費用があります。購入方法としては、

- ① 牧場から直接購入する
- ② せり市場やインターネットオークションに参加する
- ③ 既に競走馬登録をしている馬を、その所有馬主から購入する
- ④ 家畜商の資格をもった仲介者に仲介してもらう

などの方法が考えられます。その価格は、血統や年齢、性別等によって異なります。購入後の費用については、競馬場の厩舎に入るまでの間の育成牧場等へ支払う預託費用や、競馬場に入厩してから調教師へ支払う預託費用が考えられます。前者については牧場等に直接尋ねてみてください。後者については競馬場や調教師により様々ですが、概ね月額15～50万円というところです。詳しくは各馬主会、調教師会（連絡先は30頁に記載しています）にお尋ねください。

なお、せり市場については公益社団法人日本軽種馬協会（JBBA）のホームページ <http://www.jbba.jp/> に情報が掲載されていますので、参考にしてください。

Q6 馬主としての収入について教えてください。

A6 賞金、出走手当、着外手当等があり、競馬場によって休場手当や輸送費補助が得られる場合があります。

馬主活動により得られる収入としては、賞金、出走手当、着外手当等があります。競馬場や競走の格付けによりその額は変わりますが、賞金については各競馬場の一番下のクラスで1着20万円台～80万円、出走手当は4万円～10万円台といったところです。重賞競走の中には、ダートグレード競走のように1着賞金が1000万円を大きく超える競走もあります。

そのほか、競馬場によっては休場手当や輸送費補助が得られる場合があります。詳しくは、各競馬場の賞典関係部署までお問い合わせください。

なお、賞金の支払いは、一般的にはそのうちの20%相当額が、厩舎関係者に対する進上金として差し引かれ、調教師、騎手、厩務員へ支払われます。

Q7 友人と競走馬を共同所有したいのですが。

A7 ご友人などと競走馬を所有するために「共有制度」があります。

共有制度は、個人または法人馬主が、複数名で1頭の競走馬を共同所有する方法で、共有されるすべての者が個人または法人の馬主でなければなりません。

共有制度では、2人以上20人以下（法人を含む）の自由な範囲で馬を共有することが可能となっており、個々の馬主持分については最低5%以上、その上は1%刻み（コンマ以下の持分は不可）で最高95%まで所有することができます。

競馬の出走に関する手続き（出走申込み等）は全て共有代表馬主の氏名で行うことになっているため、共有に参加されるすべての馬主の中から、共有代表馬主を決めていただきます。また、出馬表の馬主欄には共有代表馬主の氏名のみが記載され、主催者からの賞金等も共有代表馬主へ支払われますので、後日、共有馬主間で精算を行うこととなります。

なお、組合馬主には共有は認められません。

Q8 登録後、馬を持たないとどうなりますか？

A8 1年以上経過した場合は、規定により馬主登録が取消される場合があります。

馬主登録を受けた後、1年以内に地方競馬で登録馬（馬登録を受けていない1歳馬や、中央競馬で競走馬登録を受けている馬は含みません）を所有しない場合、又はその後登録馬を所有しなくなってから1年以上経過した場合は、規定により馬主登録が取り消される場合があります。

Q9 法人馬主の登録申請で気をつける点を教えてください。

A9 以下のとおりです。

以下の要件を満たしたうえで、競走馬を所有し継続的に預託することが可能であると総合的に認められるかどうか審査のポイントとなります。

- ① 法人の代表者および役員等全員について、2. 馬主登録の欠格事由（4頁）のいずれにも該当しないこと。
- ② 法人の事業の目的に「競馬事業（競走馬の所有及び競走への出走等）」が明記されていること。
- ③ 払込済資本金又は履行済出資の総額が300万円以上であること。
- ④ 直近2か年の決算が連続して赤字となっていないこと。
- ⑤ 直近の決算において債務超過となっていないこと。
- ⑥ 法人の代表者の所得金額が、(1) 個人の要件（3頁）を満たしていること。

役員には監査役や25%以上の出資者を含むほか、会長・相談役・顧問などいかなる名称や肩書にかかわらず、法人の経営に対して役員と同等以上の職権または支配力を有する者も役員と同等に扱います。

法人馬主の審査においては、直近2か年の決算書により経済的要件を審査しますので、少なくとも設立後2か年を経過していない法人は、審査を行うことができません。

また、直近2か年の決算書の審査において、経営・財務内容から競走馬を所有し継続的に預託することができないと判断された場合は、法人馬主にはなれません。

【法人馬主登録に至らなかったケース】

- ・財務内容（売上規模など）から法人の事業活動実態が認められなかったもの
- ・資本欠損の状態で直ちにその解消が見込めないもの
- ・交付金や補助金、固定資産の売却などの一時的な収益で、安定した事業収益と認められないもの
- ・直近2か年の決算から現在まで経営体制に大きな変更があったもの
- ・設立後2か年を経過していないもの

法人馬主登録後も、代表者や役員に変更があった場合は、その都度、必要な書類を提出いただき審査を行います。この届出を怠ると法人馬主登録が取り消される場合がありますので、ご注意ください。

また、代表者および役員について、2. 馬主登録の欠格事由に該当することが判明した場合も、法人馬主登録が取り消される場合があります。

Q10 定款について、原本と相違ない旨はどのように証明すればよいですか？

A10 以下のとおりです。

書類16（定款）については、公証人の認証または原本と相違ない旨を代表者が証明したものが必要になります。代表者が証明する場合は、裏表紙の余白等に証明内容の記載をお願いいたします。

**【証明例】**

本定款は現行定款と相違ない旨を証明する

〇〇年〇月〇日 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

Q11 組合・組合馬主について教えてください。

A11 気の合った仲間同士がグループにより競走馬を所有・出走させることができる方法です。

組合馬主とは、お友達やご家族など気の合った仲間同士が3～10人のグループにより競走馬を所有・出走させることができる方法です。

組合は、民法の規定により、グループの構成員がそれぞれ出資をして共同の事業を営むことを約束する契約を結ぶことで成立します。

ただし、馬を所有して出走させたいと思う方が集まって組合を結成しても、そのままでは単なる組合であり、組合所有の競走馬をレースに出走させることはできません。結成した組合が当協会の馬主登録を受けることにより、初めて組合馬主として競走馬をレースに出走させることができるようになります。

なお、「組合」を馬主として登録することになるため、組合を構成する組合員一人ひとりには「個人馬主」ではありません。

(参考)

民法第667条 組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約束することによって、その効力を生ずる。

民法第668条 各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

Q12 組合馬主の登録申請の流れについて教えてください。

A12 以下のとおりです。

まず、組合をつくります。組合については民法で規定されており、組合員の間で「組合契約」を結ぶ必要があります。馬主活動を行う組合の組合契約には、以下の項目が定められていることが条件となります。

- ① 組合の名称及び事務所の所在地
- ② 組合の目的（「総組合員の共有する競走馬の管理と地方競馬への出走」であること）
- ③ 組合員数（3名以上10名以下であること）、組合員の資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 組合員の氏名及び住所
- ⑤ 組合の代表者に関する事項（組合員の中の1名に限定されていること）
- ⑥ 組合の意思決定の機関及びその決定の方法に関する事項
- ⑦ 組合財産の出資及び業務運営に要する経費の徴収に関する事項

- ⑧ 財産の管理及び処分並びに会計処理に関する事項
- ⑨ 損益の分配に関する事項
- ⑩ 組合の解散に関する事項

組合契約を交わして「組合」が成立したら、組合馬主登録申請に必要な書類を揃え、当協会に申請してください。当協会で所要の審査を行い、諮問機関である馬主登録審査委員会に適否についての意見を聞き、適格な組合に対して組合馬主登録がなされます。

組合馬主登録申請に必要な書類および記入例は、地方競馬情報サイトからダウンロードいただけますので、参考にしてください。

Q13 組合の名称の制限はありますか？

A13 以下のとおりです。

芸人・有名馬や競走名・既登録の馬主名と同じまたは類似する名称、差別的な表現を含んでいる場合等につきましてはお断りすることがあります。なお、登録される組合馬主名には、先頭に「組」が付加されます。

Q14 組合員の変更は可能ですか？

A14 3～10名の範囲であれば可能ですが、その都度審査が必要となります。

3～10名の範囲であれば可能ですが、その都度審査が必要となります。場合によっては認められないこともありますので、必ず事前に当協会登録課へご相談ください。

Q15 組合馬主が他の馬主と競走馬を共有することは可能ですか？

A15 個人や法人と馬を共有することはできません。

組合馬主は、特定の複数の個人が集まって馬を所有するという形態であり、組合馬主自体が共有という性格を持つため、個人や法人と馬を共有することはできません。

Q16 組合員はすべての馬に出資が必要ですか？

A16 組合の所有する馬は組合財産であり、全組合員の共有となります。

組合の所有する馬は組合財産であり、全組合員の共有となります。

つまり、組合が馬を購入する場合は、全組合員に対して組合契約による出資比率に応じた出資が義務付けられることとなり、特定の馬だけは出資しないということは認められません。

また、組合の出資比率を変更したい場合は、既存の所有馬の出資比率も全て変更することとした上で協会に届け出る必要があります。

Q17 申請中に転居等した場合はどうすればよいですか？

A17 地方競馬全国協会登録課にご連絡ください。

申請時から住居（所在地）が変わった場合は、当協会登録課に連絡いただきますとともに新しい住民票（世帯全員用）を提出して下さい。また、戸籍が変わった場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）を提出して下さい。

Q18 海外に住んでいますが、地方競馬の馬主になれますか？

A18 以下のとおりです。

地方競馬では2013年4月より日本国外に居住する方であっても、海外の競馬統括機関で馬主登録を受けて主体的に活動していることや日本国内に銀行口座を所有していることなどを条件に個人馬主登録申請の受付を開始しました。

馬主登録の申請前、あるいは申請時に日本国内に居住する連絡責任者（馬主に係る事務を代行する者）の申請を行い、その者が当協会の承認を受けなければなりませんので、まずは連絡責任者となる予定の方（日本語に加え、申請者と綿密なコミュニケーションを取るための言語に堪能であることを要します）が地方競馬全国協会登録課（03-6441-3370）までお問い合わせください。



# 関係団体等の連絡先一覧



### 地方競馬馬主会&調教師会連絡先一覧

馬主会名	連絡先	調教師会名	連絡先
北海道馬主会	01456-3-2737	北海道調騎会	01456-2-0907
ばんえい競馬馬主協会	0155-41-8818	ばんえい十勝調教師会	0155-33-3110
ばんえい競馬オーナーズクラブ	0155-66-5305		
岩手県馬主会	019-654-8287	岩手県調騎会	0197-23-2999
埼玉県馬主会	048-882-1697	埼玉県調教師会	048-878-2473
千葉県馬主会	047-431-7201	千葉県調教師会	047-431-2035
東京都馬主会	03-3761-2779	東京都トレーナー倶楽部	03-3761-8522
神奈川県馬主協会	044-246-5050	神奈川県調教師会	044-522-5374
石川県馬主協会	076-258-5741	石川県調騎会	076-258-5724
岐阜県馬主会	058-388-1213	岐阜県調騎会	058-387-7426
愛知県馬主協会	0567-58-1519	愛知県調教師会	0567-68-2929
兵庫県馬主協会	06-6493-3681	兵庫県調教師会	06-6491-0888
高知県馬主協会	088-841-1952	高知県調騎会	088-841-5123
佐賀県馬主会	0942-82-0752	佐賀県調騎会	0942-83-4598

### 地方競馬全国協会駐在員連絡先一覧

担当競馬場	駐在場所	住 所	電話番号
北海道（平地）	門別競馬場	沙流郡日高町富川駒丘 76-1	01456-2-2501
〃（ばんえい）	帯広競馬場	帯広市西 13 条南 9-1	0155-34-0825
盛岡・水沢	岩手県競馬組合	盛岡市新庄上八木田 10	019-626-7726
浦和	南関東4場においては下記、地方競馬全国協会登録課までご連絡ください。		
船橋			
大井			
川崎			
金沢	石川県競馬事業局	金沢市八田町西 1	076-257-1254
笠松	岐阜県地方競馬組合	羽島郡笠松町若葉町 12	058-387-3601
名古屋	愛知県競馬組合	弥富市駒野町 1	0567-68-2211
園田・姫路	兵庫県競馬組合	尼崎市田能 2-1-1	06-6491-4923
高知	高知県競馬組合	高知市長浜宮田 2000	088-841-5123
佐賀	佐賀県競馬組合	鳥栖市江島町字西谷 3256-228	0942-83-4539

※駐在員が不在のときは下記までご連絡ください。

### 地方競馬全国協会 本部（登録課）

【TEL】03-6441-3370（馬主登録申請 専用ダイヤル）  
（平日 10:00~12:00 13:00~17:00）

## 馬主登録申請に係る注意事項

### 馬主名義の貸借については、競馬法により禁止されています。

馬主登録申請中であっても、登録が完了するまでは、たとえ競走馬を購入し所有していても競走に出走させることができません。

もし、馬主登録となる前に他人の名義で出走させると馬主名義を借りたことになり、競馬法違反に該当します。

このような行為が明らかとなった場合、申請中の馬主登録は認められません。また、名義を貸した馬主も馬主登録の取り消しとなるほか、調教師等の厩舎関係者も重大な処分の対象となる場合があります。

馬主登録申請者各位におかれましても、馬主名義の貸借禁止につきまして十分ご理解いただき、競馬の公正確保にご協力をお願いいたします。

## 個人情報の保護について

地方競馬全国協会（以下「当協会」といいます。）は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、皆様の個人情報を以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。

- 法令に基づく登録要件の確認
- 各種統計資料の作成
- 登録事務に関する連絡先の確認
- 当協会からの通知・連絡等送付先の確認

当協会は、皆様の個人情報を適切に管理し、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし次の場合を除きます。

- 法令により個人情報の提供を求められた場合
- 法令に基づく登録要件の確認のための利用を目的として関連団体に提供する場合  
（この場合、当協会は関連団体に対して個人情報の厳格な管理を要求し適切に指揮監督いたします。）



地方競馬全国協会 審査部 登録課

【住所】〒106-8639 東京都港区六本木 1-9-10

【TEL】03-6441-3370（馬主登録申請 専用ダイヤル）

（平日 10:00～12:00 13:00～17:00）

【FAX】03-3583-8874

（令和8年4月改訂版）



地方競馬情報サイト (<http://www.keiba.go.jp/>)